ナルカウラ 2021 JA CHIB





柏市富里の谷田貝俊昭さんは、幅広いお付き合いの中で得た知識と技術を取り入れながら、夏場は枝豆と夏野菜を栽培して直売所へ出荷、それ以外の時期は小かぶを栽培して大田市場と直売所へ出荷しています。昨年、長女の菜月(なつき)ちゃんが誕生。昼は仕事、夜は菜月ちゃんをお風呂に入れたりと、公私ともにお忙しくなりました。

詳しくは12ページをご覧ください

千葉県下で初めての快挙です!-JA

このたび当JAは、共済の令和2年度指標目標全10項目をすべて達成しました。全10項目の達成は千葉県下初の快挙となります。この快挙に対し、1月21日に千葉市の農業会館で、全共連千葉県本部の林茂壽運営委員会会長から勝田実組合長へ、全共連と同千葉県本部からの特別感謝状が授与されました。

快挙達成は、ひと・いえ・くるまの総合保障の提供に向け、常勤役員の指揮のもと、「全戸訪問活動」と「ひと保障推進の強化」を重点



的に取り組んだ事が大きな要因になりました。特にひと保障は、高度な提案力が必要であり、ライフアドバイザー全員の共通課題として取り組みました。当JAでは皆様に満足していただける総合保障の提供を目指し、更に努力してまいります。

地元産の良品質大豆で味噌作り一野田地区女性部



野田地区女性部は1月18日から2月17日にかけて、野田地区経済センター加工所で、新型コロナウイルスの感染予防を考え、密にならないように注意しながら各支部のグループごとに味噌作りを行いました。

部員の皆さんは、野田市産の大豆を使って 米麹を作る作業、米麹と煮た大豆を混ぜ合 わせる作業を行い、グループごとに30kg~ 60kgの味噌を仕込みました。作業を終えた 部員の皆さんからは「蒸かした今年の大豆は

とても味が良いので味噌が出来上がるのが楽しみです」といった声が上がっていました。なお加工所では、地域の皆さんによる味噌作りが4月中旬まで続きます。

今年は静かに味噌作りを行いました—西船地区女性部

西船地区女性部は1月12日から2月5日にかけて、西船地区多目的ホールの調理室で、延べ55名が参加して、グループごとに味噌作りを行いました。

例年味噌作りは楽しく会話をしながら行っていますが、今年は新型コロナウイルスの感染予防を考えて、会話を控えめに行いました。部員の皆さんは、米麹作りを行った後、その米麹と煮た大豆を混ぜ合わせ計59樽を仕込みました。なお、味噌はじっくりと寝か



せて、夏の終わりに天地返しを行い、秋口には出来上がる予定です。

人の動き

()内は旧任

人 事 異 動

令和3年1月1日付

風澤 央菜 金融部 野田地区ローンセンター (川間支店)

渡邊 正俊 金融部 課長代理 柏・我孫子 地区ローンセンター

(東部支店 支店長代理)

佐藤 淳 金融部 課長代理 柏・我孫子

地区ローンセンター

(柏支店 支店長代理) 中島 渉 金融部 係長 柏・我孫子地区

ローンセンター(風早支店 係長)

堂新橋大輔 金融部 柏・我孫子地区ローン

センター (金融部)

遠藤 憲一 うめさと支店 支店長代理

(うめさと支店 支店長代理

ライフアドバイザー)

織屋 亮祐 うめさと支店 ライフアドバイ

ザー (うめさと支店)

五月女明宏 旭支店 支店長代理

(二川支店 支店長代理)

寺田 孝 七福支店 支店長代理

(七福支店 支店長代理 ライ

フアドバイザー)

齋藤 隆弘 七福支店 係長 ライフアドバ

イザー(七福支店 係長)

令和3年1月1日付つづき

保科 晴香 七福支店(中根支店)

長谷川恵美 二川支店 係長(川間駅前支店

係長)

平井 智 川間駅前支店 支店長代理

(川間駅前支店 支店長代理

ライフアドバイザー)

逆井 一樹 川間駅前支店 ライフアドバイ

ザー (川間駅前支店)

齋藤美希子 西船支店(旭支店)

荒木 玲子 行田支店 係長(金融部 係長)

荒井 澄枝 土支店 係長(行田支店 係長)

染谷倫太郎 東部支店 ライフアドバイザー

(東部支店)

柳澤 啓太 東部支店(土支店)

倉澤 涼 東部支店 ライフアドバイザー

(東部支店)

令和3年1月31日付

平野 比子 退職(土支店)

令和3年2月1日付

濵島 渉 相談部野田出張所副所長

(旭支店副支店長)

永村 賢一 旭支店副支店長

(福田支店支店長代理)



Agriculture news

准組合員の事制制制制制

なる

令和3年3月末に議論・検証の期限を迎えます

上回り、 導入する方向で検討する の事業利用との関係で一定のルールを 組合員の事業利用について、 性格を損なわないようにするため、 て、農協の農業者の協同組合としての 容しているとの指摘がある。したがっ ではない准組合員の人数が正組合員を 協法制定時に想定した姿とは大きく変 してきたが、 農協は、 信用事業が拡大するなど、 農業者の組織として活動 時代の変化の中で農業者 正組合員 農 准

今月号では

准組合員の事業利用規制の経過について報告をします。

農業WGの意見

この背景には、農業協同組合は農家という意見を公表したのです。 利用の2分の1を超えてはならない」 利用の2分の1を超えてはならない」 (ワーキンググループ)が「(農協の) 問機関である規制改革会議農業WG

について次のように答申をしました。制改革会議は、農協の組合員のあり方見をうけて平成二十六年六月十三日規の政府の考え方がありました。この意の所得向上をめざすために「農業者のの所得には、農業協同組合は農家この背景には、農業協同組合は農家

〈当時の報道より引用します〉

提案を受け入れるように要求した。「官邸は、自民党農林議員幹部に次の平成二十七年二月一日

産物販売のプロにする③地域農協の理事の過半数を経営や農間公認会計士にの出来の過半数を経営や農産を開かいままでは、

目の提案を準備していた。三つの項目かったが、官邸はこれを見越して四つ議員幹部が受け入れられるものではな出たものばかりであった。当然、農林出たものばかりであった。当然、農林いずれも「規制改革会議」が提言しいずれ

改正農協法の成立

加えて「政高党低」といわれていた解できなかったのです。 家の所得向上』にどうつながるのか理私達は、このことが政府のめざす『農

れとなるのです。

れとなるのです。

れとなるのです。

れとなるのです。

れとなるのです。

れとなるのです。

れとなるのです。

JAグループ千葉

け入れざるえなかった。 員)結果として、農林議員もこれを受 は先送りする」と言ってきた(農林議 を受け入れたら「准組合員の利用規制

規定されました。 年四月に施行されます。准組合員の事 改正農協法が公布。翌年、平成二十八 これが、政・官・学を巻き込みさまざ おり改正農協法附則第五十一条三項に 業利用規制については、下記にあると まな議論を経て、平成二十七年九月に 真偽のほどは定かでありませんが、

のことから「5年後条項」 得るとしているのです。こ を行い検討を加えて結論を 年を経過するまでの間調査 改正農協法が施行された五 改正農協法附則第五十一条 〈第3項目〉のポイントは、

改正農協法附則の ココがポイント!

といわれています。

改正農協法施行後

でいる自己改革を後押しします。准組合 いては農協組合員の判断に基づくものと 員の事業利用に関する規制の在り方につ 五回参議院選挙自民党の公約では 府与党に要請・協議・説明を行いまし します」となり、平成二十六年の た。その結果、令和元年七月の第二十 - JAグループが創意工夫により取り組ん これまでの間、 JAグループは、 准 政

改正農協法附則第五十一条

(第1項) (略)

〈第2項〉

必要な措置を講ずるものとする。 委員会に関する制度について検 勘案し、農業協同組合及び農業 よる改正後の規定の実施状況を の推進の状況並びにこの法律に いう。)、農地等の利用の最適化 において「改革の実施状況」と に関する改革の実施状況(次項 中央金庫における事業及び組織 年を目途として、組合及び農林 ときは、その結果に基づいて、 討を加え、必要があると認める 政府は、この法律の施行後5

〈第3項〉

えて結論を得るものとする。 について調査を行い、検討を加 用の状況並びに改革の実施状況 及び准組合員の組合の事業の利 協法第十二条第一項第一号の規 するまでの間、正組合員(新農 ついて、施行日から5年を経過 の利用に関する規制の在り方に 項において同じ。) の組合の事業 する准組合員をいう。以下この 定による組合員又は同第二項第 第十六条第一項ただし書に規定 号の規定による会員をいう。 政府は、 准組合員(新農協法

> の2分の1を超えてはならない」とす したと言えます。 る意見からは、JAグループは押し返 合員の事業利用は正組合員の事業利用

果から「准組合員の事業利用制限」の 中が令和二年七月に公表した。「JA 得ています。(左記のグラフはJA全 制限はすべきではない」という結果を の約九割から「准組合員の事業利用の 部分のみ抜粋) の自己改革に関する組合員調査」 かかる全組合員調査を実施し、回答者 また、JAグループは、自己改革に 一の結



准組合員の事業利用制限(%)

利用制限しない方が良い

利用制限はした方が良い

10.5%

これまでと同様

規制改革推進会議の答申

やかに措置)」と答申したのです。 を目処に検討・結論、 正農協法施行後五年(令和三年四月) 行い、必要に応じて措置を講ずる(改 協の自己改革の中で准組合員の意思を 制限については触れず「これまでの農 改革推進会議は、准組合員の事業利用 令和二年七月十七日に公表された規制 経営に反映させる方策について検討を そして、再び局面は変わりました。 必要に応じて速

う姿は崩されることはないのでしょう 准組合員を含めた地域の協同組合とい わってしまっています。我々の目指す 准組合員の意思反映に論点がすり替 示されることになります。 か。その結論は令和三年三月末以降に 准組合員の事業利用制限ではなく、

5

私たちJAグループが目指すもの (地域農業の応援団)

て適切な事業方式であるからです。 あることです。それが、組合員にとっ 他の事業=総合事業を営む協同組合で す。そして、信用・共済・購買・その 含めた地域の協同組合であることで 私たちJAグループは、准組合員を

▲
JAグループ千葉